

入札公告

次のとおり制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び能登町財務規則（平成17年能登町規則第33号。以下「財務規則」という。）第87条の規定により公告する。

令和8年7月23日

能登町長 吉田 義法

1. 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和8年度 遠島山公園再整備工事
- (2) 工事場所 能登町字 宇出津 地内
- (3) 完成期日 令和9年3月31日
- (4) 工事概要 公園土工、舗装工、排水構造物工、復旧工、各種撤去工 一式
- (5) 総合評価方式の適用 「無」
- (6) 能登町週休2日工事の適用 「有」
- (7) 工事代金の支払条件等

ア 前金払について 「有」

※能登町公共工事の前金払取扱規則(平成24年能登町規則第9号)に定める範囲内とする。

イ 部分払又は中間前金払について 「有」

※契約締結時に部分払と中間前金払のいずれかを選択すること。なお、部分払を選択した場合の回数は、2回以内とする。

(8) 予定価格（事前公表） ¥46,772,000円（税込み）

(9) 最低制限価格 「有」

(10) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

※財務規則の規定により納付すること。ただし、同規則の規定により契約保証金に代え担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

(11) 入札方法 電子入札による（事後審査型）

2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、財務規則の規定により作成した請負業者有資格者名簿に登録された者であって、次に掲げる条件のすべてに該当する者。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの工事の開札の日までのいずれの日におい

ても能登町又は石川県の建設工事に係る指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、能登町が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。

(6) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(7) 次の条件をすべて満たす者であること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が能登町内にあること。

イ 法第27条の2第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間にあるもの。以下「結果通知書」という。）における土木一式工事に係る総合評定値と能登町建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領（平成19年能登町告示第7号）に定める令和8年度の主観点数との合計値である総合点数が850点以上であること。

ウ 結果通知書における土木一式工事の年間平均完成工事高が4千7百万円以上であること。

エ 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件のすべてを満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

a 3ヶ月以上の雇用関係にある者。

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者を指名停止等の措置を行うことがある。

オ 施工実績に係る事項

平成23年度以降に公共機関（国、地方公共団体、公団又は公社等）が県内において発注した同種・類似工事を、元請として施工し、引き渡した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。（共同企業体の実績にあつては、代表者実績又は出資比率が20%以上の構成員実績に限る。）

なお、本公告における同種・類似工事とは、「土木一式工事」をいう。

3. 入札手続

(1) 設計図書等の閲覧期間及び方法

令和8年7月23日（木）～令和8年8月25日（火）まで

下記のURLよりダウンロード

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=1746300>

(2) 設計図書に関する質問書の受付期間及び方法

当該工事を所管する課の長に対して書面（任意様式）により令和8年7月23日（木）～令和8年8月17日（月）午後5時までに郵送、持参又は電子メール（PDFに限る。）にて提出（必着）する。なお、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

（送付又は提出先）

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字出津ト字50番地1

能登町ふるさと振興課 宛

電話番号 0768-62-8526（直通）

電子メール furusatoshinkou@town.noto.lg.jp

(3) 回答の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 令和8年7月23日（木）～令和8年8月25日（火）まで

イ 閲覧場所 能登町企画財政課内（能登町役場3階）及び入札情報システム内

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出

ア 「入札参加資格確認申請書」

電子入札システムにより、令和8年8月19日（水）午後5時までに提出すること。（入札参加資格確認申請書（様式第1号）を添付すること。）

イ 「入札参加資格確認資料（様式第2号）」及び添付書類

郵送又は持参により、令和8年8月19日（水）午後5時までに能登町企画財政課へ提出すること。（必着）

a 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

b 入札参加条件が確認できる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（なお、a及びbの証明書類が同一の場合は、1枚のみで可とする。）

c 「配置予定技術者届出調書」及びその証明書類（主任（監理）技術者等の資格及び免許書等の写し並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届、発注者による証明書、コリンズカルテ、恒常的な雇用が確認できる書類の写し等）

d 「同種工事又は類似工事における施工実績届出調書」及びその工事概要や契約内容が明確にわかる資料（契約書、設計図書等、コリンズカルテ）

※コリンズカルテに同種・類似工事であることが確認できる工事概要が記載されている

場合は、カルテのみでも可

- e その他、本公告における入札参加資格の要件を満たしていることが証明できる書類（建設業許可取得時に係る許可通知書又は証明書、営業所一覧表及び全ての営業所における専任技術者証明書又は一覧表の写し等）

（５）入札書の受付期間

電子入札システムにより、令和８年８月２４日（月）午前９時から令和８年８月２５日（火）の午後３時までに入札書（※見積内訳書を添付）を提出すること。

（６）開札予定日時 令和８年８月２６日（水）午前９時１５分

（７）落札者決定予定日 令和８年８月２６日（水）

本工事は事後審査型を適用とする制限付き一般競争入札である為、入札参加資格の有無の確認については、落札候補者のみについて審査し、適格である者を落札者として決定する。

（８）入札結果の公表

電子入札システムによる落札者決定通知書の発行後、入札情報システムにおいて公表

（９）無資格者に対する理由説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、能登町長に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ 理由説明の請求は、落札決定の通知の日から５日以内に書面により能登町企画財政課まで提出しなければならない。

ウ 理由説明は、書面により行う。

４．入札保証金

「免除する。」

５．落札価格

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を以て落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．入札の無効

入札参加資格の無い者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、及び能登町競争入札心得（平成２０年能登町告示第１号）に違反した者の入札は、無効とする。

７．見積内訳書について

見積内訳書は、電子入札システムにより入札書を提出する際に必ず添付すること。

また、見積内訳書の様式については任意様式とするが、内訳金額の明らかなもので、入札書に表記される入札金額に対応したものであること。

なお、入札書に添付されていない場合又は入札書の金額表記と見積内訳書の金額表記が一致しない場合は、当該入札書を無効とする。

8. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

9. その他

本入札公告に記載以外の事項については、建設業法等の関係法令を遵守すること。

10. 本公告及び入札執行に関する問い合わせ先

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

能登町企画財政課 入札財産係

電話番号 0768-62-8535（直通）